

宮城県公報

令和7年12月26日(金)
定期第661号

目次

告示

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立（水産業振興課）
- 指定管理者の指定（6件）（漁港整備推進室）
- 道路の供用開始（道路課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定について（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について（同）

教育委員会

- 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）
- 職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令（同）

人事委員会

- 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（人事委員会事務局総務課）

宮城県告示第 716 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 10 年宮城県告示第 737 号。以下「要綱」という。）第 30 条第 1 項の規定により告示し、同条第 3 項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第 32 条第 1 項の規定により意見書を提出することができる。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社阿武隈環境
- (2) 所在地 宮城県亘理郡山元町坂元字下中丁 20 番地
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 阿部 清

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県亘理郡山元町山寺字矢来山 1 番 2、1 番 3、1 番 4、1 番 5、1 番 6、1 番 7、1 番 8、1 番 9

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の脱水施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）

5 申請年月日

令和 7 年 12 月 4 日

6 縦覧場所等

- (1) 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）
- (2) 縦覧期間 令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 1 月 25 日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

7 意見書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 8 年 2 月 8 日
- (2) 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所（塩釜保健所岩沼支所）
- (3) 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

宮城県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　　村　井　嘉　浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410700850	チャレンジドジム リハニック名取 名取市植松四丁目 17-29	自立訓練 (機能訓練)	株式会社ドクター・アイズ	令和 8 年 1 月 1 日

宮城県告示第718号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、
松島町加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

宮城県告示第719号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第720号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

鮪立漁港の指定施設

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第721号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地）

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第722号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草 B 防波堤横泊地、浦の浜桟橋横泊地①及び浦の浜桟橋横泊地③）

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第723号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②）

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第724号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 公の施設の名称

桃ノ浦漁港の指定施設

2 指定した団体の名称及び所在地

石巻市開成 1 番 27

宮城県漁業協同組合

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第725号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和 7 年 12 月 26 日から 30 日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城郡七ヶ浜町湊浜字熊野 83 番 1 地先から 同郡七ヶ浜町湊浜字砂山 19 番 6 地先まで	令和 7 年 12 月 26 日

宮城県告示第 726 号

村田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画下水道
- (2) 名称 村田町流域関連公共下水道

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 727 号

白石市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 仙南広域都市計画下水道
- (2) 名称 白石市流域関連公共下水道

2 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
めでしま薬局	名取市愛島郷二丁目 27-104	令和 7 年 12 月 1 日
おいで薬局	石巻市相野谷字飯野川町 73-2	令和 7 年 3 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞退年月日
さくら薬局名取店	調剤	名取市杜せきのした五 丁目 3-1	令和 5 年 3 月 11 日

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

宮城県教育委員会

宮城県教育委員会規則第18号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成20年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第1項の指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を受けるべき教諭等の認定、<u>指導改善研修の実施、指導改善研修の期間の変更及び指導改善研修の終了時における同条第4項の指導の改善の程度に関する認定並びに幼児、児童若しくは生徒（以下「児童等」という。）に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）</u>を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため指導改善研修に準じた研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施、<u>当該研修の期間の変更及び当該研修の終了時における指導等の改善の程度に関する認定の手続等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、宮城県教育委員会の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（条件付採用期間中である者、臨時の任用職員又は非常勤職員である者を除く。以下同じ。）の職にある者をいう。</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第1項の指導改善研修（<u>同項に規定する</u>指導改善研修<u>を</u>いう。以下同じ。）を受けるべき教諭等の認定及び指導改善研修の終了時における同条第4項の指導の改善の程度に関する認定<u>のほか</u>、児童若しくは生徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）を適切に行うことができず児童<u>又は</u>生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため指導改善研修に準じた研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施及び当該研修の終了時における指導等の改善の程度に関する認定の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、宮城県教育委員会の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（臨時の任用職員又は非常勤職員である者を除く。以下同じ。）の職にある者をいう。</p> <p>2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p>

- (1) 児童等に対する指導が不適切であるとして法第25条第1項の認定がされた教諭、助教諭及び講師
- (2) 前号に掲げる者のほか、この規則の定めるところにより、職務を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師
- (3) この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童等が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 [略]

(指導力不足等教員の認定等)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、指導力不足等教員の認定を行わなかつたときはその旨（疾病に起因して次条第1項各号に該当する者に対して指導力不足等教員の認定を行わなかつたときは、その旨及び医師の診察を必要とする旨）を、それぞれ様式第2号により認定申請を行つた者に通知するものとする。

5 [略]

(認定要件)

第5条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 教科、領域等に関する専門的な知識、技能等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができ

- (1) 児童又は生徒に対する指導が不適切であるとして法第25条第1項の認定がされた教諭、助教諭及び講師
- (2) 前号に掲げる者のほか、この規則の定めるところにより、職務を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができると認定された教諭、助教諭及び講師
- (3) この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 [略]

(指導力不足等教員の認定等)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行つたときはその旨及び特別研修を実施する期間を、指導力不足等教員の認定を行わなかつたときはその旨を、それぞれ様式第2号により認定申請を行つた者に通知するものとする。

5 [略]

(認定要件)

第5条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来たしていること。

ないこと。

- (2) 生活指導や学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。
- (3) 児童等の心を理解する能力や児童等の多様な教育的ニーズを的確に把握する能力が不足し、適切に対応することができないこと。
- (4) 「チームとしての学校」の一員であることの自覚が不足し、その責任を果たすことができないこと。
- (5) 児童等に対する深い愛情や教員としての高い使命感、情熱が十分でないこと。
- (6) 精神的なたくましさやコミュニケーション力等が不足し、児童等を惹きつける魅力が十分でないこと。
- (7) 教員としての力量を高めようとする意欲や向上心が十分でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

2 養護教諭、栄養教諭及び養護助教諭について指導力不足等教員として認定を行う要件は、前項の規定にかかわらず前項の規定を参照して、県教育長が別に定めるものとする。

(特別研修の期間の変更)

第8条 県教育長は、特別研修の期間中に指導が著しく改善されたと認めたとき又は特別研修の状況が著しく不良であると認めたときは、委員会の意見を聴いて、当該特別研修の期間を短縮することができる。

2 県教育長は、第4条第3項の規定により決定した期間において特

- (2) 児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと。
- (3) 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと。
- (4) 教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。
- (5) 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。
- (6) 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

(特別研修の期間の短縮等)

第8条 県教育長は、特別研修の期間中に指導が著しく改善されたと認めたとき又は特別研修の状況が著しく不良であると認めたときは、委員会の意見を聴いて、特別研修の期間を短縮することができる。

別研修を実施した後にあっても指導力不足等教員に該当することが見込まれるが、当該期間を延長して特別研修を実施することにより指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがあると認めるとときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修の期間を延長することができる。

- 3 県教育長は、特別研修の期間について、第1項の短縮又は前項の延長（以下「変更」という。）を行ったときは、変更後の期間を、様式第3号により認定申請を行った者に通知するものとする。
- 4 第4条第5項及び第6条の規定は、第3項の変更を行う場合について準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるのは「第8条第3項」と、「指導力不足等教員の認定の有無」とあるのは「変更後の期間」と読み替えるものとする。

(特別研修の中止による終了)

第8条の2 県教育長は、特別研修の期間中に、当該特別研修に係る教員が停職処分若しくは休職処分を受け、又は育児休業、介護休暇、産前産後休暇若しくは病気休暇の承認を受けることその他の事由により、第4条第3項の規定により決定した期間（前条第1項又は第2項の規定により特別研修の期間を変更した場合にあっては、変更後の期間）において特別研修の趣旨に即した研修の実施が困難であると認められる場合には、当該特別研修を中止により終了し、第10条第1項の規定による認定及び決定を行うものとする。

- 2 県教育長は、第10条第1項（第2号アに係る部分に限る。）の認定及び決定をした場合にあっては、当該認定及び決定に係る教員について、前項の中止の事由の消滅時において、第4条第1項の規定にかかわらず、認定申請がない場合であっても、同項の審査を行うことができる。

(校内研修)

(校内研修)

第9条 県教育長は、第4条第1項の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めたとき又は次条第1項（第1号イに係る部分に限る。）の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修（以下「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 [略]

（特別研修終了時の認定等）

第10条 県教育長は、特別研修の終了時において、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該教員の指導等の改善の程度に関する認定及び当該特別研修終了後の当該教員に係る決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第4号により認定申請を行った者に通知するものとする。

（1） 第8条の2第1項の規定による終了以外の終了の場合 次のアからウに掲げる認定の区分に応じ、それぞれアからウに掲げる決定

ア 指導力不足等教員に該当しなくなったことの認定 学校に復帰することの決定

イ 指導力不足等教員に該当しなくなつたが、研修を継続する必要があることの認定 校内研修に移行することの決定

ウ 指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの認定 研修以外の措置を検討することの決定

第9条 県教育長は、第4条第1項の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認めたとき又は次条第1項第2号の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修（以下「校内研修」という。）を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 [略]

（特別研修終了時の認定等）

第10条 県教育長は、特別研修が終了したときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修に係る教員の指導等の改善の程度が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか認定するとともに、当該各号に掲げる決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第3号により認定申請を行った者に通知するものとする。

（1） 指導力不足等教員に該当しなくなつた 学校に復帰することの決定

（2） 指導力不足等教員に該当しなくなつたが、研修を継続する必要がある 校内研修に移行することの決定

（3） 指導力不足等教員に該当するが、更に特別研修を行えば、指導等を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれる 特別研修の期間を延長することの決定

（4） 指導力不足等教員に該当し、引き続き特別研修を実施しても 指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがな

い 研修以外の措置を検討することの決定

(2) 第8条の2第1項の規定による終了の場合 次のア又はイに掲げる認定の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる決定

ア 中止の事由が消滅した後、特別研修を実施することにより、指導を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれることの認定 特別研修を中止すること及び中止の事由が消滅した後に特別研修を実施することの決定

イ 引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの認定 研修以外の措置を検討することの決定

2 [略]

3 第4条第5項及び第6条の規定は、第1項の認定及び決定について準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるのは「第10条第1項」と、「指導力不足等教員の認定の有無及び」とあるのは「第10条第1項の認定及び決定並びに」と読み替えるものとする。

(再度の申請等)

第11条 前条第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)の認定及び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第3条第1項の申請又は同条第2項の報告を行うことを妨げないものとする。

2 県教育長は、前項の規定による校長からの申請又は同項の規定による校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの第3条第3項の申請を受けたときで、第4条第1項の審査(同条第2項の意見聴取及び同条第5項の調査及び資料の収集等を含む。)の結果、必要と認めたときは、指導力不足等教員の認定を行わず、委員会の意

2 [略]

3 第4条第3項及び第5項並びに第6条の規定は、第1項の認定及び決定について準用する。この場合において、第4条第3項中「指導力不足等教員の認定を」とあるのは「第10条第1項第3号の認定及び決定を」と「当該指導力不足等教員の認定」とあるのは「当該認定及び決定」と、「実施する」とあるのは「延長する」と読み替えるものとする。

(再度の申請等)

第11条 前条第1項第1号及び第2号の認定及び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第3条第1項の申請又は同条第2項の報告を行うことを妨げないものとする。

2 県教育長は、前項の規定による校長からの申請又は同項の規定による校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの第3条第3項の申請を受けたときで、第4条第1項の審査(同条第2項の意見聴取及び同条第5項の調査及び資料の収集等を含む。)の結果、必要と認めたときは、指導力不足等教員の認定を行わず、委員会の意

見を聴いて、当該認定申請に係る教員が、特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの認定を行い、当該教員に対して研修以外の措置を検討することの決定を行うことができるものとする。

3 県教育長は、前項の認定及び決定を行ったときは、その旨を様式第5号により認定申請を行った者に通知するものとする。

4 第6条の規定は、第2項の認定及び決定について準用する。この場合において、同条中「第4条第4項」とあるのは「第11条第3項」と、「指導力不足等教員の認定の有無及び」とあるのは「第11条第2項の認定及び決定並びに」と読み替えるものとする。

(委員会の意見)

第12条 第4条、第8条及び第9条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) [略]
- (2) 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定及び医師の診断の必要性に関すること。
- (3) [略]

見を聴いて、当該認定申請に係る教員が次の各号に掲げるもののいずれに該当するかについて認定を行い、当該各号に掲げる決定を行うことができるものとする。

- (1) 指導力不足等教員に該当しない 特別研修を実施する必要のないことの決定
- (2) 指導力不足等教員に該当し、特別研修の実施を要する 特別研修を実施する期間の決定
- (3) 指導力不足等教員に該当し、特別研修を実施しても指導力不足等教員に該当しない程度に改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

3 第4条第4項及び第6条の規定は、前項の認定及び決定について準用する。この場合において、第4条第4項中「様式第2号」とあるのは、「様式第4号」と読み替えるものとする。

4 第7条の規定は、第2項第2号の認定及び決定について準用する。

(委員会の意見)

第12条 第4条及び第8条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

- (1) [略]
- (2) 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定に関すること。
- (3) [略]

- (4) 特別研修の期間を変更することが適當かどうかの判定に関すること。
- (5) [略]
- (6) 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定及び当該教員に対する研修以外の措置に関すること。
- (7) 第11条第2項の規定による審査に係る教員が、特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善する見込みがないことの判定及び当該教員に対する研修以外の措置に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに關し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

- (4) 特別研修の期間を短縮することが適當かどうかの判定に関すること。
- (5) [略]
- (6) 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度の判定に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに關し県教育長が必要と認めた事項に関すること。

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

指導力不足等教員の認定等について(通知)

年　月　日付け 第　号で申請のあったことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第4条の規定により、下記のとおり認定しました。(認定しませんでした。)

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 指導力不足等教員の認定の有無について

- ・認定する (第2条第2項第　号該当)
- ・認定しない
(理由)

3 特別研修の期間及び内容等(指導力不足等教員と認定した場合)

4 校内研修を実施すべき期間(指導力不足等教員と認定しなかった場合で校内研修を実施する必要があると認めた場合)

5 医師の診察の必要性(疾病に起因して指導力不足等教員と認定しなかった場合)

様式第2号（第4条関係）

様式第2号(第4条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

指導力不足等教員の認定等について(通知)

年　月　日付け 第　号で申請のあったことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第4条の規定により、下記のとおり認定しました。(認定しませんでした。)

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 指導力不足等教員の認定の有無について

- ・認定する
- ・認定しない

(理由)

3 特別研修の期間及び内容等(指導力不足等教員と認定した場合)

4 校内研修を実施すべき期間(指導力不足等教員と認定しなかった場合で校内研修を実施する必要があると認めた場合)

様式第4号（第10条関係）

様式第4号(第10条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修終了時の認定及び決定について(通知)

のことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第10条の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 特別研修終了時の認定に係る教員の所属、職及び氏名

2 特別研修終了時の認定及び決定

第10条第1項第 号 (ア) (イ) (ウ) 該当()
(理由)

3 今後必要な措置及びその理由

様式第3号（第10条関係）

様式第3号(第10条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修終了時の認定及び決定について(通知)

のことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第10条の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 特別研修終了時の認定に係る教員の所属、職及び氏名

2 特別研修終了時の認定及び決定

第10条第1項第 号該当()
(理由)

3 今後必要な措置及びその理由

様式第5号（第11条関係）

様式第5号(第11条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

再度の申請に係る認定及び決定について(通知)

年　　月　　日付け 第　号で申請のあったことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第11条第2項の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 申請に係る認定及び決定

(理由)

様式第4号（第11条関係）

様式第4号(第11条関係)

第
年
月
日

申請者

殿

宮城県教育委員会教育長

再度の申請に係る認定及び決定について(通知)

年　　月　　日付け 第　号で申請のあったことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第11条第2項の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 申請に係る認定及び決定

第11条第1項第　号該当(_____
(理由))

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第8条関係）

第 年 号
月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修の期間の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知した特別研修の期間について、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第8条第 項の規定により、下記のとおり変更しました。

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 変更後の期間

（理由）

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県教育委員会訓令甲第 10 号

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会設置規程（平成 17 年宮城県教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>職員分限懲戒等審査会設置規程</p> <p>(設置等)</p> <p>第 1 条 教育長の諮問に応じ、宮城県教育委員会の任命に係る職員に関する次に掲げる事項を審査するため、職員分限懲戒等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第 2 号に附隨する訓告等に関する事項</p> <p>(5) 職員の任用に関する規則（昭和48年宮城県人事委員会規則 4-0）第35条第3項の規定による別段の措置に関する事項</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>(審査)</p> <p>第 5 条 審査会は、第 6 条に定める幹事会での調査・検討を踏まえ審査を行うものとする。ただし、やむを得ない事情により幹事会を開催することができない場合は、この限りではない。</p> <p>(事情の聴取等)</p> <p>第 5 条の 2 [略]</p>	<p>職員分限懲戒審査会設置規程</p> <p>(設置等)</p> <p>第 1 条 教育長の諮問に応じ、宮城県教育委員会の任命に係る職員に関する次に掲げる事項を審査するため、職員分限懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 訓告等に関する事項</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(事情の聴取等)</p> <p>第 5 条 [略]</p>

(幹事会) 第6条 審査会に、審査する事項を事前に調査・検討させるための 幹事会を置く。 2 [略] 3 [略]	(幹事会) 第6条 審査会は、審査する事項を事前に調査・検討させるため幹 事会を置く。 2 [略] 3 [略]
--	---

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県人事委員会訓令第5号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月26日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和50年宮城県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1</p> <p>副事務局長</p> <p>職員に関する次のこと。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 課長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>等、週休日の<u>振替</u>等、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>エ～サ [略]</p> <p>課長</p> <p>(1) 職員に関する次のこと。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>イ 課員の着任延期の承認</p> <p>キ 課長に相当する職（課に置かれる職に限る）にある者及び総括課長補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>等、週休日の<u>振替</u>等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p>	<p>別表第1</p> <p>副事務局長</p> <p>職員に関する次のこと。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 課長の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>、週休日の<u>振替</u>、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>エ～サ [略]</p> <p>課長</p> <p>(1) 職員に関する次のこと。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>イ 課員の着任延期の承認</p> <p>キ 課長に相当する職（課に置かれる職に限る）にある者及び総括課長補佐の職にある者の週休日の指定及び勤務時間の<u>割振り</u>、週休日の<u>振替</u>、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p>

<p>ク～ノ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>総括課長補佐</p> <p>(1) 職員に関する次のこと。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 課員（課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>ク～ノ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>総括課長補佐</p> <p>(1) 職員に関する次のこと。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 課員（課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。